

2. 『サービス提供票』の作成

『サービス利用票』から『サービス提供票』を作成する。

- 『サービス利用票』と同一の内容で、『サービス提供票』を、関係する事業者分作成する。
- 『サービス提供票別表』については、該当事業者に関わる部分だけを記載して『サービス提供票』に添付し、送付する。

◎ 計画対象期間中の居宅サービス計画の変更に伴う、『サービス利用票・提供票』再作成について

- 利用者の希望等により、当初の居宅サービス計画外のサービスを追加した場合などで、給付管理票の内容に影響がある場合は、サービス利用票及び提供票の再作成が必要となる。
 - ① サービス利用票に記載された事業所別サービスの合計が、当初を上回る場合
 - ② 事業者を変更する場合 等

(作成手順)

- 変更後の居宅サービス計画に基づき、サービス利用票を再作成し、サービス利用票別表上で、支給限度額確認と利用者負担計算を改めて行う。
- サービス利用票を再作成した場合は、再作成後のサービス利用票を利用者に交付するとともに、サービス利用票の事業者(控)に利用者の確認印を受けなければならない。
- さらにサービス提供票の内容を修正し、変更した計画内容に関係するサービス事業者に送付を行う。

3. 『給付管理票』の作成

月末時点の『サービス利用票（控）』から、『給付管理票』を作成する。

- 月末時点の『サービス利用票（控）』から、『給付管理票』を作成する。（利用者自己作成の場合は、市町村が作成する。）
- 『居宅サービス計画』の変更等があった場合は、その内容を反映した上で作成する。

【表：記入項目一覧】

（訪問通所区分）

項目	記入方法	備考
保険者番号	「サービス利用票（控）」から転記する。	
保険者名		
被保険者番号		
被保険者氏名		
生年月日		
性別		
要介護状態区分		
作成区分	該当する作成者の番号を○で囲む。	
居宅介護支援事業所番号	指定事業所番号（基準該当の場合は登録番号）を記載する。	市町村が作成する場合は不要
居宅介護支援事業者事業所名	事業所を特定する名称を記載する。	市町村が作成する場合は不要
居宅介護支援事業者事業所所在地連絡先	審査支払機関等からの問い合わせ連絡先（電話番号等）を記載する。	市町村が作成する場合は不要
訪問通所支給限度基準額	「サービス利用票別表（控）」から転記する。	
限度額適用期間	「サービス利用票（控）」から転記する。	
居宅サービス事業者事業所名	「サービス利用票別表（控）」の事業所、サービス種類毎の集計行から転記する。	

事業所番号		
指定／基準該当 サービス識別	指定または基準該当の区分を○で囲む。	
サービス種類名	「サービス利用票別表（控）」の事業所サービス種類毎の集計行から転記する。	
サービス種類 コード	「サービス利用票別表（控）」のサービス種類に対応するコードを記載する。（サービスコードの上2桁）	
給付計画点数	「サービス利用票別表（控）」の事業所サービス種類毎の集計行から「支給限度基準内点数」を転記する。	

(短期入所区分)

項目	記入方法	備考
保険者番号	「サービス利用票(控)」から転記する。	
保険者名		
被保険者番号		
被保険者氏名		
生年月日		
性別		
要介護状態区分		
作成区分	該当する作成者の番号を○で囲む。	
居宅介護支援事業所番号	指定事業所番号（基準該当の場合は登録番号）を記載する。	市町村が作成する場合は不要
居宅介護支援事業者事業所名	事業所を特定する名称を記載する。	市町村が作成する場合は不要
居宅介護支援事業者事業所所在地連絡先	審査支払機関等からの問い合わせ連絡先（電話番号等）を記載する。	市町村が作成する場合は不要
短期入所支給限度基準額	「サービス利用票別表(控)」から転記する。	
限度額管理期間	「サービス利用票(控)」から転記する。	
居宅サービス事業者事業所名	「サービス利用票別表(控)」の短期入所区分の利用者負担計算の各行から「事業所」名を転記する。	
事業所番号	「サービス利用票別表(控)」の短期入所区分の利用者負担計算の各行から「事業所番号」を転記する。	
指定／基準該当サービス識別	指定または基準該当の区分を○で囲む。	
サービス種類名	「サービス利用票別表(控)」の短期入所区分の利用者負担計算の各行のサービス内容に対応するサービス種類を記載する。	
サービス種類コード	「サービス利用票別表(控)」のサービス種類に対応するコードを記載する。（サービスコードの上2桁）	
給付計画日数	「サービス利用票別表(控)」の短期入所区分の利用者負担計算の各行から「給付対象日数」を転記する。	

◎ 『給付管理票』作成上の注意事項

(1) 居宅介護支援事業者が変更になった場合の扱い

- 月の途中で居宅介護支援事業者の変更を行った場合は、月末時点に市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成する（サービス計画費を請求できるのは給付管理票を作成した居宅介護支援事業者に限られる）。
- なお、利用者は居宅介護支援事業者を変更する場合は、市町村に対して居宅サービス計画作成依頼の変更届を提出する必要がある。
- また、月の途中で解約となった場合、当初の居宅介護支援事業者はサービス利用票等それまでの当月中の計画と実績に関する情報を利用者に提供しなければならず、併せて、解約日以降の当初の居宅サービス計画上位置付けられているサービス提供について実施予定のあるサービス事業者に対しても、以後の計画変更の可能性があることを連絡する。

(2) 自己作成から居宅介護支援を受けることとなった場合

- 居宅介護支援事業者は自己作成の居宅サービス計画（サービス利用票）を参考にして、居宅サービス計画、サービス利用票、サービス提供票の作成を行う。

(3) 居宅介護支援を受けることを取りやめ、自己作成の居宅サービス計画にきりかえた場合

- 居宅介護支援をとりやめた日以降は、利用者自らがサービス利用票に基づき、以後の事業者との連絡調整を行う。
- なお、利用者は居宅介護支援を受けることを取りやめ、自己作成計画にきりかえる場合は、居宅サービス計画作成依頼の変更届と、新たに利用者が作成した居宅サービス計画（サービス利用票）を市町村に届出る必要がある。

(4) 償還払いから新たに居宅介護支援を受ける場合

- 月の途中から居宅介護支援を行う場合は、居宅介護支援事業者は、利用者からサービス提供証明書、領収証等の提示を受け、当月中にすでに受けているサービス内容を確認した上で、居宅サービス計画等の作成を行う。

(5) 資格喪失の場合の取扱い

- 居宅サービス計画の対象となっている利用者が、月の途中で被保険者の資格を喪失した場合は、資格喪失日までの実績をもとに給付管理票を作成する。
- この場合、資格喪失までの間のサービスは法定代理受領の対象となる。

事務連絡
平成11年9月14日

各都道府県介護保険主管課（室） 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室

指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について

介護保険制度の施行準備については、種々ご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、要介護認定調査の本格実施の時期が迫り、居宅介護支援事業者の指定が進んでいること等により、最近においては、指定居宅介護支援事業者の事業活動が活発化する傾向があります。特に、同一系列事業体がより多くの利用者を獲得するため、指定居宅介護支援事業者を窓口に、要介護認定の申請代行を無料で行うことを強調したり、その後の居宅サービス計画の作成や同一系列事業体による居宅サービスの利用の予約まで勧誘するような活動が散見されるることは誠に遺憾であります。居宅介護支援事業者等は個々のサービス事業者の事業とは独立した公正中立の遵守が極めて重要であり、これに違反することがないよう、特に下記の事項についてご指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 要介護認定調査類似行為の禁止

要介護認定調査類似行為について、被保険者に市町村が行う要介護認定のための認定調査との誤認を与えるような方法で実施することは、混乱を惹起する可能性があるため認められない。

2. 要介護認定申請の代行

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）（以下「指定基準」という。）第8条においては、指定居宅介護支援事業者に対し、要介護認定等の申請について、利用申込者に必要な協力をを行うことを義務づけているが、この協力は、あくまでも利用申込者の意思を踏まえてとしており、利用申込者からの依頼があることが前提である。居宅サービス計画作成の利用者獲得を意図して申請代行の勧誘を行うことは認められない。

3. 居宅サービス計画作成の予約

いずれの居宅介護支援事業者を選択するかは利用者の自由な選択によることが基本である。このため、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用申込者又はその家族に対して、居宅介護支援事業所の運営規程の概要や、介護支援専門員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者が居宅介護支援事業者を選択するために必要な重要事項を記した説明書を交付して説明すべきこととなっている。利用者の獲得誘導のため、このような手続きを行わないまま居宅サービス計画作成の予約を先行して受けることは認められない。

4. 居宅サービス利用の予約

指定基準上、居宅サービス計画の作成開始に当たって、介護支援専門員は、利用者の課題分析を行うとともに、地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めることがになっているものであり、このようなことがないまま、特定の居宅サービス事業者によるサービスの利用予約を先行して行う場合には、指定基準違反として指定が取り消されることがあり得る。

なお、指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画原案を作成する以前に、特定の居宅サービス事業者に対しサービス利用の予約を行うことができないことは言うまでもない。

5. 指定居宅介護支援事業者の広告

指定居宅介護支援事業者に係る広告については、あくまで当該居宅介護支援事業の範囲にとどめるべきであり、運営の方針、職員の職種、営業日、営業時間、居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、事業の実施地域等の事業内容については認められるが、例えば、同一系列事業体のサービスの営業活動をも併せて行うことは、指定基準における特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等の禁止、居宅サービス事業者のサービス内容等の情報の適正な提供の規程に違反する恐れがあり認められない。

6. 要介護認定の認定調査の際の居宅サービス計画作成に係る課題分析の実施

継続事例において、引き続き当該指定居宅介護支援事業者に居宅介護支援を依頼する意思があらかじめ明らかとなっている場合を除き、要介護認定の認定調査の際に併せて居宅サービス計画作成のための課題分析を実施することは原則として認められない。

7. 要介護認定の認定調査の際の営業活動の禁止

要介護認定に係る調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合においては、調査自体が公平公正に行われる必要があることのみならず、その後の指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の選択について、被保険者を勧誘し予断を与える行為があつてはならないことは当然である。

要介護認定の認定調査は、本来市町村が行うべきものであり、介護保険法上も、市町村職員に代わって認定調査に従事する者を刑法その他の罰則の適用については公務員とみなす旨定めている。認定調査実施時に、居宅サービス計画作成の予約を行うこと、居宅サービス利用の予約を行うこと、特定の指定居宅介護支援事業者の広告を行うこと等の行為は、指定基準に違反するものであり指定が取り消されることがあり得るものである。

このため、市町村が認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合にあっては、サービス選択に不適切な影響がある行為を行ってはならないことについて、ご指導いただくとともに、万が一認定調査員としてあるまじき行為があつた場合には、必要に応じて認定調査委託契約の見直し等の対応を含め、厳正に対応いただきたい。